Deloitte.

Issue P305/2019 - 2019年12月2日 日本語翻訳版

Tax Analysis

和税関係の立法化――「中華人 民共和国増値税法(意見募集 稿) に関する概要分析

2019年11月27日、財政部と国家税務総局は「中華人民共和国増値税法(意見募 集稿) | 1 (以下「意見募集稿 |) を公布し、2019 年 12 月 26 日を締切日として、パブリ ックコメント(意見公募手続)を実施した。

租税法律主義に基づく法整備への取り組みとして、今回の「意見募集稿」を用いたパブリッ クコメント及び関連の立法手続きにより、1993年に公布された「中華人民共和国増値税 暫定条例」(以下「暫定条例」)の立法化が行われる。立法化を通じて、増値税の課税 範囲・課税ベース・減免税措置・納税義務の発生時点・課税期間・申告場所・徴収管理 などの税収要素の明確化、法律としての機能の向上がもたらされる。現行の「暫定条例」と 比べて、「意見募集稿」では、規範性文書によって定められた内容の一部が採用されると同 時に、現状に応じた一部の条項が追加された。今回の Tax Analysis では、「意見募集稿」 における現行政策に対する重要な調整について、その影響の考察を行う。

「意見募集稿」のキーポイント

1. 納税者と源泉徴収義務者

納税者の定義における「課税最低限」の導入

「意見募集稿」では、以下の通り規定されている。

「国内で増値税課税行為を行い、かつ売上高が増値税の課税最低限に達する組織単位 及び個人、並びに輸入物品の荷受人は増値税の納税者である。増値税の課税最低限は 「1 四半期につき 30 万人民元」である。

Beijing

Charles Gong

Partner

Tel: +86 10 8520 7527

Tel: +86 21 6141 1053

Email: ligao@deloitte.com.cn

Email: charlesgong@deloitte.com.cn

Shelley Zheng

Manager

Tel: +86 10 8512 5664 Email: szheng@deloitte.com.cn

Sophie Tian

Assistant Manager Tel: +86 10 8512 4111

Email: sotian@deloitte.com.cn

Hong Kong

Authors:

Sarah Chin

Partner

Shanghai Liqun Gao Partner

Tel: +852 2852 6440

Email: sachin@deloitte.com.hk

売上高が増値税の課税最低限に達していない組織単位及び個人は、本法の定める納税者に該当しない。ただし、売上高が増値税の課税最低限に達していない組織単位及び個人は、本法の規定に従い増値税を納付することを選択することができる。」

「暫定条例」において、増値税の納税者は「中国国内で増値税課税行為を行った組織単位及び個人」に定義されるが、「意見募集稿」では、増値税の納税者の定義に「(課税取引の)売上高が課税最低限(1 四半期につき30 万人民元)に達する」との条件が追加されている。従って規定上、「意見募集稿」の定義する増値税の納税者は、より狭義となる。現行の規定では、1 四半期における売上高が30 万人民元に達していない小規模納税者は減免税措置を享受できるため、「意見募集稿」における増値税の納税者に対する定義の調整による増値税納税義務への実質的な変化は生じない可能性がある。また「暫定条例」にも「課税最低限」に関する規定は存在するが、実務上は一般的に「省レベルの財政行政機関が国家の許可する範囲内で課税最低限を定め、かつ個人にのみ適用」される。一方、「意見募集稿」における「課税最低限」は全ての組織単位及び個人に適用されるため、実務上の取り扱いが異なる。

上述の納税者の定義に関する調整については、更なる明確化が待たれる事項が存在する。 その一例として、国外の組織単位及び個人に対する課税最低限の管理方法・課税最低限未満に該当し、かつ増値税を納付しない選択をした組織単位及び個人に対する増値税発票の発行の可否・税務機関が組織単位及び個人の売上高に係る課税最低限に関する判断材料となる売上高のモニタリングを行う場合において具体的に採用される措置方法などが挙げられる。

「国内の代理人」を源泉徴収義務者とする規定の削除

「意見募集稿」では、以下の通り規定されている。

「(国外の)組織単位及び個人が国内で課税取引を行う場合、購入側を源泉徴収義務者とする。国務院が別途規定する場合、その規定に従う。」

「暫定条例」では、国外の組織単位及び個人が国内で課税行為を行った場合において、国内に経営機構を設けていないときは、その国内の代理人を源泉徴収義務者とすることが規定されている。国内に代理人がいない場合、購入側を源泉徴収義務者とする。「意見募集稿」において、「国内の代理人」を源泉徴収義務者とする規定は削除され、「国務院による別途の規定を除き、購入側を源泉徴収義務者とする」旨が規定された。今回の調整は、源泉徴収義務者の認定ルールを簡素化するものであり、税務コンプライアンスコストの低減に寄与するものと考えられる。

2. 課税範囲

課税範囲に関する分類の調整

「意見募集稿」では、以下の通り規定されている。

「物品、サービス、無形資産、不動産と金融商品の販売を課税行為という。」

「暫定条例」では、増値税課税行為は、物品の販売、加工・修理・組立修理役務の提供、サービスの販売、無形資産の販売、不動産の販売、及び物品の輸入に分類されている。「意見募集稿」において、増値税の課税範囲は、課税取引、物品輸入の2種類に分類され、かつその中の課税取引の詳細に対する調整が行われた。「加工・修理・組立修理役務」はサービスの性質を有するため「サービスの販売」に統合され、「金融商品の販売」は「サービスの販売」と比べてその性質上の差異が存在するため、「サービスの販売」とは区別された。

For more information, please contact:

Customs and Global Trade National Leader

Hong Kong

Sarah Chin

Partner

Tel: +852 2852 6440

Email: sachin@deloitte.com.hk

Northern China

Beijing

Yi Zhou

Partner

Tel: +86 10 8520 7512 Email: jchow@deloitte.com.cn

Eastern China

Shanghai

Liqun Gao

Partner

Tel: +86 21 6141 1053 Email: ligao@deloitte.com.cn

Southern China

Guangzhou

Janet Zhang

Partner

Tel: +86 20 2831 1212

Email: jazhang@deloitte.com.cn

Western China

Chongqing

Frank Tang

Partner

Tel: +86 23 8823 1208 Email: ftang@deloitte.com.cn

サービス、無形資産と金融商品の販売に関する「中国国内発生」の判定ルールの調整

「意見募集稿」では、以下の通り規定されている。

"本法第 1 条にいう国内で発生する課税行為とは

.

(二)サービス、無形資産(自然資源の使用権を除く)を販売する取引の場合、販売側が国内の組織単位及び個人であり、又は<u>サ</u>ービス、無形資産が国内で消費されること。

.

(四)金融商品を販売する取引の場合、販売側が国内の組織単位及び個人であり、又は金融商品が国内で発行されること。"

「中国国内で発生する課税取引」のみ、中国における増値税の納税義務が生じる可能性があるため、増値税の納税義務に関する分析は、「当該課税取引が中国国内で発生するものであるか否か」の判断がそのスタート地点となることが想定される。「暫行条例」及びその関連文書の規定により、サービス・無形資産・金融商品の販売取引が中国国内において発生したものであるか否かを判断する際に、通常、販売側または購入側の所在地が、中国国内にあるか否かに基づき判断するよう規定されていた。「意見募集稿」においては、購入側の所在地は考慮せず、販売側が中国国内の企業・個人であるか否か、又はサービスの消費地(金融商品の発行地)が中国国内であるか否かに基づき判断するよう改正された。

上述の調整により、一部の課税取引に係る増値税の処理に変化が生じる可能性がある。実務上、各種サービスの消費地を判断する際に、サービスの性質と事業アレンジは差異が生じるため、一定の簡便化された基準による判断は難しく、状況によっては争議を引き起こすことが想定される。

「みなし課税取引」に関する規定の簡素化

「意見募集稿」において、下記の通り規定されている。

「下記に該当する場合、課税取引と見なし、本法に従って増値税を納付しなければならない。

- (一) 組織単位及び自営業者が自ら生産した又は委託加工した物品を集団福利厚生又は個人消費に用いる取引
- (二)組織単位及び自営業者が無償で物品(公共事業に用いられるものを除く)を贈る取引
- (三) 組織単位及び自営業者が無償で無形資産、不動産又は金融商品(公共事業に用いられるものを除く)を贈る取引
- (四) 中国国務院財政、税務所轄部門による別途規定」

上述のみなし課税取引規定は、適用例を限定列挙する形を採用しているが、その内容は「暫行条例」における「みなし販売規定」を踏襲する上で、現行政策により販売とみなされる一部の状況を削除した。

物品に関わるみなし課税取引規定について、現行政策では適用対象とされる販売代行・非独立採算機関の間における販売目的の地域を跨ぐ物品運送・物品を投資又は配分に用いる行為などは、みなし課税取引規定の適用対象から除外された。これは、一部の行為に「課税取引」の定義に関する通常の規定が適用可能となった(例:物品を投資に用いる行為は、物品の有償販売の一種とされ、その対価は現金ではなく企業の株式である)ため、みなし課税取引規定を設ける必要性がなくなったことを鑑みた上での調整であると考えられる。

また、現行政策において、サービスの無償提供や無形資産又は不動産の無償譲渡に該当した場合において、公共事業に用いられる場合又は社会大衆をその対象とするときは、みなし販売規定は適用されない。「意見募集稿」では、「公共事業に用いられる物品の無償贈呈」はみなし課税取引規定の例外事項として追加されている。この追加調整は、公共事業向けの寄付に係る税負担の軽減に有効であると考えられる。ただし、この規定は「公共事業に用いられる物品の無償贈呈は課税取引とはみなされない」ことを定めるものであるが、仕入税額控除の観点から、当該物品の購入または製造に係る仕入税額の控除が可能か否かについては、言及されていない。

留意点として、「意見募集稿」において、現行政策にある「サービスの無償提供に適用されるみなし販売規定」は除外されていることが挙げられる。徴収管理実務において、サービス取引は物理的実態を伴わない性質上、当局にとって監督管理が難しく、納税者にとってコンプライアンスの確保に不利であるという問題が存在する。従って、今回の調整は、サービス業における「みなし課税取引」に関する争議の減少に寄与することが期待される。

「非課税取引」の列挙

「意見募集稿」では、以下の通り規定されている。

「下記の項目は非課税取引と見なし、増値税を徴収しない。

- (一) 従業員が雇用企業又は雇用者に提供する「賃金給与を取得するためのサービス」
- (二) 行政機関が徴収する行政事務に関する費用、政府運用資金
- (三) 土地収用による補償
- (四) 預金による金利収入
- (五) 中国国務院財政、税務所轄部門による別途規定」

「意見募集稿」において、現行政策における一部の「非経営活動」「増値税を徴収しない項目」は「非課税取引」に統合されている。その内、「土地収用による補償」は、今回の「意見募集稿」の新規追加項目であり、市政府の土地収用による立ち退き補償金に係る納税者の税負担の軽減に寄与するものと考えられる。ただし、「土地収用」の具体的な範囲及び関連の徴収管理規定については、更なる明確化が待たれる。

なお、現行規定における「増値税を徴収しない項目」の全てが、「非課税取引」として「意見募集稿」に踏襲されてはいない。これについては、今後、財政・税務関係の政府機関から追加の政策が公布される可能性が想定される。

3. 税率及び徴収率

「意見募集稿」において、現行規定の3段階税率構造(13%・9%・6%)と3%の徴収率は踏襲されており、政府が税制改革の方向性の1つとして掲げた税率構造の(3段階から2段階への)簡素化は、今回の「意見募集稿」には反映されていない。

加工・修理・組立修理役務の提供は課税対象項目の分類上、「サービスの販売」に統合されているものの、その適用税率も「6%(大部分の販売サービスの適用税率)に引き下げられる」との予測に反し、一般的な物品販売と同様、13%税率が適用される。

「増値税改革」の関連規定によれば、条件を満たす不動産の販売、又は条件を満たす不動産のリースサービスの提供を行う場合、5%徴収率の適用が選択可能となる。この規定は「意見募集稿」には踏襲されていないが、経過措置として、引き続き 5 年間適用される(後述の「経過措置」を参照のこと)可能性が想定される。

4. 納付すべき税額

「売上高」の定義の調整

「意見募集稿」において、以下の通り規定されている。

「売上高とは、納税者が課税取引を行う際に取得した関連の対価である。全ての貨幣または非貨幣形式の経済利益を含むが、一般課税方式に基づき計算された売上税額と簡易課税方式に基づき計算された納付すべき税額は含まれない。収入から一定の控除項目を減算した差額を売上高として増値税を計算する方式(差額徴収方式)の適用について国務院が定めた場合、その規定に従う

「暫定条例」において、「売上高」は「代金」と「価格外費用」に分けられたが、「意見募集稿」における上述の定義は、取引の実質に対する考察に着目し、「納税者の取得する対価は現金のほか、非貨幣形式の経済的利益も含む可能性がある」と強調した。従来の売上高の定義に比べ、上述の定義は、取引方式の複雑化という実態により適応するものとなっている。しかし、物理的実態を伴わないサービス取引と無形資産取引が、増値税の課税範囲に組み入れられた後、「非貨幣形式の経済利益」の判定及びその計測について、その問題の発生が懸念される。その一例として、複数の当事者が独自のリソースを提供し合う形で共同経営を展開する場合に、それらが当事者間の経済利益の交換に該当するものとして、全ての当事者に増値税の納税義務が生じると判断されるか否か、また、納税義務が生じると判断された場合の各当事者間における課税売上高の配分方法などの問題が挙げられる。

みなし課税取引の売上高確定ルールの調整

「意見募集稿」では、以下の通り規定されている。

「みなし課税取引及び売上高が非貨幣形式である取引については、市場の公正価格に基づいて売上高を確定する。」

現行規定におけるみなし販売行為(「意見募集稿」における「みなし課税取引」と類似する概念)は、その売上高が貨幣形式ではない場合も多いため、売上高を算定するための特別規定が必要となる。現行規定では、通常、同種取引の直近の平均販売価格、または課税標準構成価格に基づき売上高を確定するよう規定されている。一方、「意見募集稿」では、「市場公正価格」に基づき確定するよう規定されている。この規定は、企業所得税法と企業会計基準における「公正価値」の概念に類似するが、徴収管理上、物品またはサービス

の「市場公正価格」の確定には困難(例:特定の物品に関する市場における比較可能な価格情報の採用)が伴うと考えられる。 具体的な実施細則については、更なる明確化が待たれる。

金融商品の購入にかかる仕入税額に関する規定の導入

「意見募集稿」では、以下の通り規定されている。

「仕入税額とは、納税者の購入した課税取引に関する物品、サービス、無形資産、不動産及び金融商品について支払うまたは負担する 増値税である。|

「意見募集稿」では、金融商品を1つの課税対象項目として列挙されており、法律の完全性の確保の観点から、仕入税額の定義に際しても「金融商品を購入して支払うまたは負担する増値税」が1つの対象項目として定められた。しかしながら現行規定では、金融商品の販売に差額徴収方式が適用されており、「金融商品の購入について支払うまたは負担する増値税」の算定は行われないこととされている。この調整は、将来において金融商品の販売に一般課税方式(売上税額から仕入税額を差し引いた後の残額を納付すべき税額とする方式)の適用が選択肢となる可能性があることを意味する。これは、納税者にとって注目に値する事項であると考えられる。

未控除仕入税額期末残高の還付に関する規定の明確化

「意見募集稿」では、以下の通り規定されている。

「当期の仕入税額が当期の売上税額を上回る場合、差額は次期に繰り越され、引き続き控除に用いることができる。<u>または還付を実施</u>する。具体的な方法は、国務院の財政、税務所轄部門が定める。」

中国では、増値税未控除仕入税額期末残高の還付制度が既に確立・実施されており、「意見募集稿」は関連規定を上述の条文として明文化すると同時に、具体的な税金還付方法を定める権限を国務院の財政・税務所轄部門に付与した。

「控除してはならない未控除仕入税額期末残高」に関する規定の整備

「意見募集稿」では、以下の通り規定されている。

「以下の仕入税額は売上税額から控除してはならない。

- (一) 簡易課税方式を適用する課税対象項目、増値税免税項目、集団福利・個人消費に用いる物品・サービス・無形資産・不動産・金融商品の購入に係る仕入税額。その内、関連する固定資産、無形資産及び不動産は、上記項目にのみ用いられる固定資産、無形資産及び不動産を指す。
- (二) 非正常損失に係る仕入税額
- (三) 直接消費に用いられる飲食サービス・大衆日常サービス・娯楽サービスの購入に係るに仕入税額
- (四) 貸付サービスの購入に係る仕入税額
- (五) 国務院の規定するその他の仕入税額」

「控除してはならない未控除仕入税額期末残高」について、「意見募集稿」では「暫定条例」及びその関連文書と基本的に一致する内容が採用された上で、具体的な記述の整備と改善を行った。その内、「飲食サービス・大衆日常サービス・娯楽サービスの購入」に対して、「直接消費に用いられる」との制限条件を追加し、規定上、「控除してはならない未控除仕入税額期末残高」の範囲が狭められた。これは、実務において一部の納税者(例:飲食の配達などのサービスに従事する納税者など)が直接消費ではなく、課税取引を行うために上述のサービスを購入するケースが存在することがその背景として想定される。つまり、現行規定を規定の文面通りに適用した場合、それらの納税者の税負担を不当に増加させる可能性があることを配慮した上で当該調整が行われたものと考えられる。また、企業から懸念されている貸付金利の支払に係る仕入税額控除の可否については、「意見募集稿」では現行規定が踏襲されており、貸付サービスの購入に係る仕入税額は、依然として控除できない。

関税課税価格にサービス貿易の対価が含まれないことの明確化

「意見募集稿」では、以下の通り規定されている。

「納税者が物品を輸入する場合には、課税標準構成価格と本法に規定する税率により納付税額を計算する。課税標準構成価格及び 納付税額の計算式は、次のとおりである。

課税標準構成価格=関税課税価格+関税+消費税

納付税額=課税標準構成価格×税率

上述の条項により、輸入物品の関税課税価格にサービス貿易の対価は含まれないことが初めて明文化された。この条項は、「1つの対価に対して、物品輸入とサービス貿易の両方において増値税を徴収すべきではない」と定めることで、二重課税の回避を図るものであると考えられる。ロイヤルティの海外送金を例に挙げる場合、現行規定により、物品輸入の段階で、中国税関は課税価格査定の関連規定に基づき、ロイヤルティを輸入物品の関税課税価格に算入して輸入関税と増値税を徴収する可能性があり、更に税務当局が当該ロイヤルティをサービス貿易の対価と認定し、2回目の増値税を徴収する可能性がある。上述の条項は二重課税の回避との意図を明確に表したが、税関と税務当局は異なる組織であるため、両者の業務連携が不十分である場合、1つの対価に対して、物品貿易に分類されるものか、サービス貿易に分類されるものかについて、異なる認識を持つ可能性が想定される。

混合販売の取り扱いに関する規定の明確化

「意見募集稿」では、以下の通り規定されている。

「納税者による一つの課税取引が複数の税率または徴収率に関わる場合、<u>主要課税行為に適用される税率または徴収率を適用する</u>。」

実務において、1つの課税取引に複数種類の課税行為が内包されており、かつそれらの課税行為にそれぞれ異なる税率または徴収率が適用される可能性がある(注:このような課税取引を「混合販売」と総称する)。現行規定により、混合販売に適用される税率または徴収率は、納税者が従事する業務の中の主要業務に準拠して確定される。その一例として、物品とサービスを同時に取り扱い、かつ物品の生産と販売とを主要業務とする納税者が、混合販売を行った場合、物品販売の増値税税率が適用されることが挙げられる。「意見募集稿」においては、上述の規定が踏襲されている。

しかし、「主要課税行為の税率に準拠すること」をどう捉えるべきかについては、いくつかの疑問点があると考えられる。その一例として、納税者が日常的に従事する業務の観点から主要課税行為を考察するか、対象の混合販売に限定して主要課税行為を考察するか、また、どのような数量化基準を導入して「主要」の判断を行うかなどが挙げられる。また、増値税の税制上、納税者の行為が「混合販売」と「複数の課税取引の兼営」のどちらに該当するかという難題は依然として存在するものと考えられる。

5. 税収優遇

教育サービスに対する免税措置の適用対象に関する記述の修正

「意見募集稿」では、以下の通り規定されている。

「次に挙げる項目は増値税を免除する。

(十一) <u>学校とその他の教育機関</u>が提供する教育サービス、ワークスタディに参加する学生が提供するサービス "

現行規定において、教育サービスに対する増値税免税措置の適用対象は「学歴教育に従事する学校」に限定されている。「意見募集稿」において、この制限は撤廃されており、「学校とその他の教育機関」が増値税免税措置の適用対象であることが明文化された。これにより、教育サービスに対する免税措置の適用対象の制限は大幅に緩和されたものと考えられる。

6. 課税期間

課税期間の調整

「意見募集稿」では、以下の通り規定されている。

「増値税の課税期間は、10 日、15 日、1 ヵ月、四半期または<u>半年</u>とする。納税者の具体的な課税期間は、所轄税務当局が納税者の納付税額の金額の大きさに基づき個別に決定する。<u>課税期間を半年とする規定は、一般課税方式で納税する納税者には適用されない。自然人が固定の課税期間で納税することができない場合には、その都度納税することができる。</u>」

「暫定条例」と比べて、「意見募集稿」では「1日・3日・5日」の課税期間が削除され、「半年」の課税期間が追加されたが、「課税期間を半年とする規定は、一般課税方式で納税する納税者には適用しない」と規定された。上述の調整により、納税者の申告納税頻度の低下によるコンプライアンス負担の軽減が期待される。

7. 徴収管理

情報共有メカニズムの明確化

「意見募集稿」では、以下の通り規定されている。

「税関は委託により増値税の代行徴収を行った後、関連の情報と輸出物品の通関情報を税務当局と共有すべきである。

.

関連の政府機関は法律、行政法規と各自の職責に従い、税務当局の増値税管理活動に協力すべきである。税務当局は銀行、税 関、外貨管理局、市場監督管理機関と協力し、増値税情報共有メカニズムと業務連携体制を構築し、増値税の徴収管理を強化す べきである。」

上述の新条項は、税関総署・国家税務総局・国家外貨管理局から公布された「情報共有と連携監督管理を展開するための協力メカニズムに関する枠組協定」と「情報共有と連携監督管理の推進に関する覚書」などの関連書類における規定が取り入れられたものである。これにより、立体的な増値税徴収管理体制の構築への法的根拠が提供されると考えられる。

増値税ダイレクト納付制度

「意見募集稿」では、以下の通り規定されている。

「納税者は規定に基づき、課税取引の発生時に、増値税税額を専用口座に即時納付すべきである。実施細則は国務院が定める。」

「意見募集稿」では、海外の実務経験を参考にした上で、増値税ダイレクト納付制度の確立について言及されており、実施細則を定める権限が国務院に付与された。この条項は、将来における財政・税務関係の政府機関のより先進的な徴収管理体制に基づく増値税管理の強化(例:取引発生時に取引総額から増値税税額を区分し、専用口座に増値税を即時に納付するよう納税者に要求する)の可能性を示唆しているものと考えられる。

8. 経過措置

「意見募集稿」では、以下の通り規定されている。

「本法の公布前に発効した租税政策につき、確かに発効を継続する必要がある場合、国務院の規定により、本法の施行から最長5年間発効を継続できる。」

増値税法のスムーズな施行を確保するために、「意見募集稿」では、上述の条項が設けられ、最長 5 年間に及ぶ経過措置が提供された。留意点として、全ての租税政策が経過措置の適用対象となる訳ではなく、具体的な規定については、今後、規範性文書の公布が待たれていることが挙げられる。

デロイトの考察とアドバイス

総じて、「意見募集稿」の公布は、増値税の立法手続により更なる成果が収められ、中国の租税法律主義に基づく法整備の推進において有意義なものであるといえる。「意見募集稿」の内容は、全体的に概要的な説明に留まっており、具体的な規定と実施細則については、今後の更なる明確化が待たれる。また、税率構造の更なる簡素化・増値税免税項目に係る仕入税額の控除可否・仕入税額の追加控除などといった一部の注目すべき事項は、今回の「意見募集稿」では言及されていない。従って、納税者は引き続き法規と実務の動向に留意の上、新増値税法によってもたらされる潜在的な影響を分析し、新増値税法の施行後におけるコンプライアンス確保のための作業プランの早期の策定と、税務コストの最適化及び税務リスクのコントロールに努めることが推奨される。

具体的な対応策について、私どものアドバイスは以下の通りである。

影響の評価、及びサプライチェーンの最適化と内部フローの調整に関する検討

増値税の立法化に伴う法規の改正について、企業の収入・利益・キャッシュフローなどの面で受ける影響について速やかに評価し、その上で、サプライチェーンの最適化と内部フローの調整を積極的に検討することが推奨される。その一例として、飲食サービス・住民向け日常サービス・娯楽サービスに従事する企業及びその川上企業・川下企業は、契約書における価格の見直しについてサプライヤー・顧客と協議を行うこと、サービス貿易の輸入に従事する企業は、輸入申告に関する実務の変更に留意すること、教育関係に従事する企業は、免税規定に関する具体的なガイドラインの動向に留意することが挙げられる。

所轄税務当局の徴収管理動向への留意

「意見募集稿」における多くの政策調整(例:納税者の定義・控除できない仕入税額など)は、徴収管理実務における納税義務の認定及び増値税の納税申告に重要な影響を与えることが予想される。納税者は、所轄税務当局から公布される租税徴収管理ガイドラインに留意し、立法化による徴収管理の変化に素早く適応する必要があると考えれらる。また、「意見募集稿」において定められた税関と税務当局との間の情報共有体制について、輸出入業務に従事する企業は、自身のコンプライアンス状況に留意しなければならない。

企業の税負担の変化及び内部統制の現状に対する評価

「意見募集稿」の規定に基づき、政策の動向に対する理解と予測を踏まえた上で、増値税法の正式な公布後に、企業の税負担の変化及び内部統制の現状の評価の実行を通じて、対応策の更なる調整を行うことが推奨される。その一例として、「意見募集稿」における飲食サービス・大衆日常サービス・娯楽サービスの購入に係る「控除してはならない未控除仕入税額期末残高」について、追加された「直接消費に用いられる」との制限条件に対して、企業側で発票の分類管理の強化により対応することが推奨される。

税務管理の最適化に関する解決策の作成・実施に関する検討

財政・税務関係の政府機関は、増値税法の正式公布後に、未決事項に対する補充規定を定めることが予想される。企業は関連政策の動向に留意し、相応の調整を適時に行うとともに、法律法規と税務実務の明確化に伴い、自社の特徴を踏まえ、税務管理の最適化に関する解決策の作成・実施(例:未控除仕入税額の還付政策を最大限に享受し、かつ税務ストラクチャリングを最適化するため、仕入・生産計画などの事業アレンジに対して適切な調整を加えることなど)につき、検討することが推奨される。

Tax Analysis is published for the clients and professionals of the Hong Kong and Chinese Mainland offices of Deloitte China. The contents are of a general nature only. Readers are advised to consult their tax advisors before acting on any information contained in this newsletter. For more information or advice on the above subject or analysis of other tax issues, please contact:

Beijing

Andrew Zhu

Partner

Tel: +86 10 8520 7508 Fax: +86 10 8518 7326

Email: andzhu@deloitte.com.cn

Chenadu

Frank Tang / Tony Zhang

Partner

Tel: +86 28 6789 8188/8008 Fax: +86 28 6500 5161 Email: ftang@deloitte.com.cn tonzhang@deloitte.com.cn

Chongqing

Frank Tang / Tony Zhang

Partner

Tel: +86 23 8823 1208 / 1216 Fax: +86 23 8859 9188 Email: ftang@deloitte.com.cn tonzhang@deloitte.com.cn

Jihou Xu

Partner Tel:+86 411 8371 2888

Fax:+86 411 8360 3297 Email:jihxu@deloitte.com.cn

Guangzhou

Victor Li

Partner

Tel: +86 20 8396 9228 Fax: +86 20 3888 0121 Email: vicli@deloitte.com.cn

Hangzhou

Qiang Lu / Fei He

Partner

Tel: +86 571 2811 1901 Fax: +86 571 2811 1904 Email: qilu@deloitte.com.cn fhe@deloitte.com.cn

Zhengzhou Charles Gong

Partner

Tel:+86 371 8897 3701 Fax: +86 371 8897 3710

Email: charlesgong@deloitte.com.cn

National Tax Technical Centre

Email: ntc@deloitte.com.cn

Partner / Northern China Julie Zhang

Partner

Tel: +86 10 8520 7511 Fax:+86 10 8518 1326

Email: juliezhang@deloitte.com.cn

Eastern China

Kevin Zhu Partner

Tel: +86 21 6141 1262 Fax: +86 21 6335 0003 Email: kzhu@deloitte.com.cn

Harbin

Jihou Xu

Partner

Tel: +86 451 8586 0060 Fax: +86 451 8586 0056 Email: jihxu@deloitte.com.cn

Hong Kong

Sarah Chin

Partner

Tel: +852 2852 6440 Fax: +852 2520 6205

Email: sachin@deloitte.com.hk

Beth Jiang

Partner

Tel: +86 531 8518 1058 Fax: +86 531 8518 1068 Email: betjiang@deloitte.com.cn

Macau

Raymond Tang

Partner

Tel: +853 2871 2998 Fax: +853 2871 3033

Email: raytang@deloitte.com.hk

Nanjing

Frank Xu / Rosemary Hu

Partner

Tel: +86 25 5791 5208 / 6129 Fax: +86 25 8691 8776 Email: frakxu@deloitte.com.cn roshu@deloitte.com.cn

Shanghai

Maria Liang Partner

Tel:+86 21 6141 1059 Fax:+86 21 6335 0003 Email:mliang@deloitte.com.cn

Shenyang

Jihou Xu

Partner

Tel: +86 24 6785 4068 Fax: +86 24 6785 4067 Email: jihxu@deloitte.com.cn

Shenzhen

Victor Li

Partner

Tel: +86 755 3353 8113 Fax: +86 755 8246 3222 Email: vicli@deloitte.com.cn

Suzhou

Kelly Guan

Partner

Tel: +86 512 6289 1297 Fax: +86 512 6762 3338 Email:kguan@deloitte.com.cn

Bill Bai

Partner

Tel:+86 22 2320 6699 Fax:+86 22 8312 6099 Email:bilbai@deloitte.com.cn

Gary Zhong

Partner

Tel: +86 27 8526 6618 Fax: +86 27 6885 0745 Email: gzhong@deloitte.com.cn

Xiamen Jim Chung

Partner

Tel:+86 592 2107 298 Fax:+86 592 2107 259 Email:jichung@deloitte.com.cn

About the Deloitte China National Tax Technical Centre

The Deloitte China National Tax Technical Centre ("NTC") was established in 2006 to continuously improve the quality of Deloitte China's tax services, to better serve the clients, and to help Deloitte China's tax team excel. The Deloitte China NTC prepares and publishes "Tax Analysis", "Tax News", etc. These publications include introduction and commentaries on newly issued tax legislations, regulations and circulars from technical perspectives. The Deloitte China NTC also conducts research studies and analysis and provides professional opinions on ambiguous and complex issues. For more information, please contact:

Western China

Tony Zhang

Partner

Tel:+86 28 6789 8008 Fax:+86 28 6317 3500 Email: tonzhang@deloitte.com.cn

Southern China (Mainland)

German Cheung

Director

Tel: +86 20 2831 1369 Fax: +86 20 3888 0121 Email: gercheung@deloitte.com.cn Southern China (HongKong)

Doris Chik Director

Tel: +852 2852 6608 Fax: +852 2851 8005 Email: dchik@deloitte.com.hk

If you prefer to receive future issues by soft copy or update us with your new correspondence details, please notify Wandy Luk by either email at wanluk@deloitte.com.hk or by fax to +852 2541 1911

About Deloitte

Deloitte refers to one or more of Deloitte Touche Tohmatsu Limited, its network of member firms, and their related entities. DTTL(also referred to as "Deloitte Global") and each of its member firms are legally separate and independent entities. DTTL does not provide services to clients. Please see www.deloitte.com/cn/about for more information.

Deloitte Asia Pacific Limited is a company limited by guarantee and a member firm of DTTL. Members of Deloitte Asia Pacific Limited and their related entities provide services in Australia, Brunei Darussalam, Cambodia, East Timor, Federated States of Micronesia, Guam, Indonesia, Japan, Laos, Malaysia, Mongolia, Myanmar, New Zealand, Palau, Papua New Guinea, Singapore, Thailand, The Marshall Islands, The Northern Mariana Islands, The People's Republic of China (incl. Hong Kong SAR and Macau SAR), The Philippines and Vietnam, in each of which operations are conducted by separate and independent legal entities.

The Deloitte brand entered the China market in 1917 with the opening of an office in Shanghai. Today, Deloitte China delivers a comprehensive range of audit & assurance, consulting, financial advisory, risk advisory and tax services to local, multinational and growth enterprise clients in China. Deloitte China has also made—and continues to make—substantial contributions to the development of China's accounting standards, taxation system and professional expertise. To learn more about how Deloitte makes an Impact that Matters in China, please connect with our social media platforms at www2.deloitte.com/cn/en/social-media.

This communication contains general information only, and none of Deloitte Touche Tohmatsu Limited, its member firms, or their related entities (collectively the "Deloitte Network") is by means of this communication, rendering professional advice or services. Before making any decision or taking any action that may affect your finances or your business, you should consult a qualified professional adviser. None of the Deloitte Network shall be responsible for any loss whatsoever sustained by any person who relies on this communication.

©2019. For information, contact Deloitte China.